

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業給水条例施行規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「臨時用、湯屋用」を「公衆浴場用、臨時用」に改め、同表湯屋用の項を次のように改める。

公衆浴場用	公衆浴場（公衆浴場入浴料金の価格（昭和32年奈良県告示第487号）に定める入浴料金価格表の摘要を受けるものに限る。）に使用するもの
-------	---

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。